

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日になるときの翌日)

鳥取県規則第五十二号

港湾法施行細則

(目的)

第一条 この規則は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(占用等の許可の申請)

第二条 法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による占用等の許可を受けようとする者は、様式第一号による申請書を知事に提出しなければならぬ。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 位置図

二 実測平面図

三 面積計算書及び丈量図

四 工作物の設置を伴う場合にあつては、当該工作物の設計図及び工事の実施方法を記載した図書

五 土砂の採取の場合にあつては、当該採取に係る土地の実測断面図及び採取の方法を記載した図書

六 その他参考となるべき事項を記載した図書

(占用の期間)

第三条 法第三十七条第一項第一号又は第五十六条第一項の水域又は公共空地（以下「水域等」という。）の占用の期間は、三年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

目次

◇規則 港湾法施行細則

◇告示 地籍調査の成果の認証（二件）
開発行為に関する工事の完了

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の期日

◇公告 昭和五十一年度第二回高圧ガス販売主任者試験の実施

昭和五十一年度宅地建物取引主任者資格試験の実施

昭和五十一年度鳥取県警察官採用試験の実施

規則

港湾法施行細則をここに公布する。

昭和五十一年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

(占用料及び土砂採取料)

第四条 法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により水域等の占用又は土砂の採取の許可を受けた者は、別表に定める占用料又は土砂採取料(以下「占用料等」という。)を納めなければならない。

2 知事は、占用又は土砂の採取が公用又は公共用に供するためのものであるときその他知事が特に必要があると認めるときは、占用料等を減免することができる。

3 詐偽その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過怠金を納めなければならない。

(工事等の完了の届出)

第五条 法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により占用等の許可を受けた者(以下「占用者等」という。)は、占用等に係る工事又は土砂の採取を完了したときは、速やかに、様式第二号による届出書を知事に提出しなければならない。

(住所等の変更の届出)

第六条 占用者等は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、様式第三号による届出書を知事に提出しなければならない。

(許可に係る行為の廃止の届出)

第七条 占用者等は、法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定による許可に係る行為を廃止したときは、速やかに、様式第四号による届出書を知事に提出しなければならない。

(原状回復)

第八条 法第三十七条第一項又は第五十六条第一項の規定により水域等の占用の許可を受けた者(以下「占用者」という。)は、占用の期間が満了したとき、又は占用を廃止したときは、直ちに、当該占用に係る水域等を原状に回復しなければならない。ただし、知事が原状に回復することが不相当と認めるときは、この限りでない。

2 占用者は、前項の規定により占用に係る水域等を原状に回復したときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、その検査を受けなければならない。

(書類の提出部数等)

第九条 この規則の規定により知事に提出する書類は、二通とし、所轄の土木出張所の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第四条関係)
(一) 占用料

区 分										占 用 料		
電柱又は電柱の支線若しくは支柱 街灯(電柱であるものを除く。)										単 位	金 額	
鉄 塔												
水管、下水 道管、ガス 管その他の 管類										市 区 域	町 村 の 区 域	
看板又は広告板												
通 路 (橋を含む。)										市 区 域	町 村 の 区 域	
建 物												
その他の工作物										市 区 域	町 村 の 区 域	
標 識												
電柱又は電柱の支線若しくは支柱										一本につき一年	八〇円	六〇円
街灯(電柱であるものを除く。)										一本につき一年	八〇円	六〇円
鉄塔										占用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一七〇円
水管、下水 道管、ガス 管その他の 管類										占用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一七〇円
看板又は広告板										表示面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	五〇〇円
通路 (橋を含む。)										表示面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	一四〇円
建物										占用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	八〇円
その他の工作物										占用面積一平方メートルにつき一年	一八〇円	八〇円
標識										一本につき一年	一八〇円	一七〇円

(二) 土砂採取料

工作物の設置を伴わないもの			
耕	魚	貯	その他
作	貝	木	の
地	養	場	場
場	殖		
	場		
占用面積一平方メートルにつき一年			
六円	三円	三円	一〇〇円
四円	二円	二円	六〇円

区	分	採取		料
		単	位	
土	砂			額
土	砂	一立方メートルにつき	位	五〇円
栗	石	一個につき	位	七〇円
転	石	一個につき	位	七〇円
				五〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに五〇円を加算した金額

備考

- 一 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 二 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - 1 栗石 長径が八センチメートル以上三十センチメートル未満のもの
 - 2 転石 長径が三十センチメートル以上のもの
- 三 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に一平方メートル、一メートル若しくは一立方メートル未満の端数があるときは、一平方メートル、一メートル又は一立方メートルとして計算するものとする。
- 四 占用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算するものとする。
- 五 一件の占用料又は採取料の額が百円未満である場合における当該占用料又は採取料の額は、百円とするものとする。

様式第一号 (第二条関係) その一

占用許可申請書

職 氏 名 殿

港湾法第37条第1項 (第56条第1項) の規定による水域 (公共空地) の占用の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

㊦

電 話

記

港 湾 名	
占用の目的	
占用の場所	
占用の面積又は 数量	
占用の期間	
工事の期間	
工事の実施方法	
そ の 他	

その二

土砂採取許可申請書

職 氏 名 殿

港湾法第37条第1項 (第56条第1項) の規定による土砂の採取の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名
称及び代表者氏名)

㊦

電 話

記

港 湾 名	
採取の目的	
採取の場所	
土砂の種類	
採 取 量	
採取の期間	
採取の方法	
そ の 他	

その三

港湾施設建設等許可申請書

職 氏 名 殿

港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による港湾施設等の建設(改良)の許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)
(株及び代表者氏名)

電 話

記

港 湾 名	
目 的	
場 所	
施 設 の 種 類	
工 事 の 期 間	
工 事 の 実 施 方 法	
そ の 他	

様式第二号 (第五条関係)

占用工事等完了届

職 氏 名 殿

次のとおり占用等に係る工事(土砂の採取)が完了したので、港湾法施行細則第5条の規定によりお届けします。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)
(株及び代表者氏名)

電 話

記

港 湾 名	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	
工 事 (採 取) 完 了 年 月 日	
そ の 他	

備考 許可指令書の写しを添付すること。

様式第三号 (第六条関係)

住所等変更届

職 氏 名 殿
次のとおり住所(氏名、名称)を変更したので、港湾法施行細則第6条の規定によりお届けします。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)

㊟

電 話

記

港 湾 名	
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	
変 更 事 項	変更前
	変更後
変更の理由	
そ の 他	

備考 許可指令書の写しを添付すること。

様式第四号 (第七条関係)

許可行為廃止届

職 氏 名 殿
次のとおり港湾法第37条第1項(第56条第1項)の規定による許可に係る行為を廃止したので、港湾法施行細則第7条の規定によりお届けします。

年 月 日

届出者 郵便番号 □□□□-□□

住 所

氏 名

(法人にあつては、名)
(称及び代表者氏名)

㊟

電 話

記

港 湾 名	
行 為 の 種 類	
許 可 年 月 日 号 及 び 番 号	
廃止年月日	
廃止の理由	
そ の 他	

備考 許可指令書の写しを添付すること。

告 示

鳥取県告示第六百五号

米子市吉岡、熊党、浦津及び蚊屋における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査を行つた者の名称

米子市

二 調査を行つた時期

昭和四十三年度及び昭和四十四年度

三 成果の名称

米子市（吉岡、熊党、浦津及び蚊屋）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

米子市吉岡、熊党、浦津及び蚊屋

五 認証年月日

昭和五十一年八月十日

鳥取県告示第六百六号

米子市今在家及び二本木における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、国土調査の成果として認証したので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 調査を行つた者の名称

米子市

二 調査を行つた時期

昭和四十四年度及び昭和四十五年

三 成果の名称

米子市（今在家及び二本木）の地籍図及び地籍簿

四 調査を行つた地域

米子市今在家及び二本木

五 認証年月日

昭和五十一年八月十日

鳥取県告示第六百七号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年八月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年三月二十九日 鳥取県指令受部計第一一〇号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市古海字東榎田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市富安一丁目六番地四

有限会社 夏目不動産

代表取締役 夏目憲一

鳥取県告示第六百八号

土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第十九条の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の期日を昭和五十一年十一月七日と定めた。

昭和五十一年八月十日

鳥取県知事 平 林 實 三

公 告

高圧ガス取締法(昭和26年法律第204号)第31条第2項の規定により、昭和51年度第2回の高圧ガス販売主任者試験を次のとおり実施する。

昭和51年8月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日

昭和51年9月19日

2 場所

鳥取市及び米子市

3 試験の種類、試験科目及び時間

試験の種類	試験の科目	時間
第一種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 高圧ガス(液化石油ガスを除く。)の販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで
第二種販売主任者 免状に係る試験	高圧ガス取締法に係る法令 液化石油ガスに係る法令 液化石油ガスの販売に必要な通常の保安管理の技術	10時00分から 12時00分まで

4 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課に提出すること。

(1) 受験願書

(2) 履歴書

受験願書及び履歴書は、鳥取県総務部消防防災課及び鳥取県LPガス協会に備え付けてある所定の用紙を使用すること。

(3) 写真

手札形とし、出願前6箇月以内に撮影した正面上半身像のものを願

書の所定欄にはり付けること。

(4) 高圧ガス保安協会講習修了証又はその写し(高圧ガス取締法第31条第3項の規定により試験の一部を免除される者に限る。)

5 手数料及びその納付方法

(1) 手数料

第一種販売主任者免状に係る試験 1,300円

第二種販売主任者免状に係る試験 1,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 受験願書の受付期間

昭和51年 8月16日から昭和51年 8月25日まで

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 試験の結果は、合格者に通知する。

(3) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課に問い合わせること。

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条第1項の規定により、昭和51年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

昭和51年 8月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 受験資格

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校を卒業した者
- (2) 宅地又は建物の取引に関し2年以上の実務の経験を有する者
- (3) 知事が(1)又は(3)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すと認めたる者

2 受験申込手續

(1) 申込受付期間

昭和51年 9月 6日(月) から昭和51年 9月10日(金) まで

(2) 申込みの方法

ア 申込関係用紙の請求先及び提出先

鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所

出張所

イ 提出書類

(ア) 受験申込書

(イ) 受験資格があることを証明する書類(卒業証明書、検定合格証明書、宅地建物の取引に関し2年以上の実務経験を有することを証明する書類等)

(ウ) 写真1枚(申込前3箇月以内に撮影した正面無帽、上半身の名称型のもの)

(エ) 返信用切手をはり、あて先を明記した封筒

(3) 受験手数料

申込書の所定欄に受験手数料として1,000円の鳥取県収入証紙を必ずはること。この場合、消印しないこと。

3 試験の期日、場所及び携行品

(1) 試験の期日

昭和51年10月24日(日) 13時から15時まで

(2) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112番地 鳥取県立鳥取西高等学校

(3) 携行品

ア 受験票

イ 鉛筆、小刀、消しゴム等筆記用具

4 試験の内容及び方法

宅地建物取引業に関し、必要な知識について筆記試験により行う。

5 合格者の発表

昭和51年11月中旬に鳥取県公報に公告するほか合格者に通知する。

6 その他

(1) 受験票は、鳥取県土木部建築課において受験番号を記入し、9月下旬に申込者に送付する。

(2) 受験申込後に住所その他に変更があつたときは、直ちに鳥取県土木部建築課へ文書で通知すること。

(3) 受験票のない者は、受験できない。

(4) 関係法令集は、試験場では使用できない。

(5) 詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県倉吉土木出張所又は鳥取県米子土木出張所に問い合わせること。

昭和51年度鳥取県警察官採用試験について、次のとおり公告する。

昭和51年8月10日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

この試験は、鳥取県警察本部又は鳥取県内の警察署に勤務する鳥取県警察官(巡査)の採用試験です。

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
警察官(A)	約15名	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。
警察官(B)	約11名	

2 受験資格

(1) 学歴、年齢及び性別

試験区分	学歴	年齢及び性別
警察官(A)	学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は昭和52年8月31日までに卒業見込みの者	昭和24年4月2日から昭和34年4月1日までに生まれた男子
警察官(B)	上記以外の者	

(2) 受験できない者

次のアからオまでのいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁治産者及び準禁治産者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 鳥取県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 第一次試験
(1) 試験種目

試験種目	試験区分	試験内容	試験時間
教養試験	(A) 警察官	警察官として必要な一般的知識(人文科学、社会科学及び自然科学の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)について大学卒業程度により行います。	択一式 2時間
	(B) 警察官	警察官として必要な一般的知識(国語、社会、数学、理科、英語等の知識)及び一般的知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力)について高等学校卒業程度により行います。	択一式 2時間
	(A) 警察官	警察官として必要な思考力、構成力等に	1時間

(2) 身体検査の項目及び合格基準

論文(作文)試験	警察官 (B)	について、論文試験を行います。	
適性検査	共通	職務遂行上必要な素質及び適性について行います。	1時間
身体検査	共通	職務遂行上必要な身体を有するかどうかについて行います。なお、検査項目及び合格基準は次のとおりです。	
検査項目	合格基準		
身長	160cm以上であること。		
体重	47kg以上であること。		
胸囲	78cm以上であること。		
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、きょう正視力が1.0以上であること。		
弁色力	完全であること。		
聴力	完全であること。		
その他	身体に奇型その他異常がないこと。		

(3) 試験日時及び試験場

試験日時	試験地	試験場
昭和51年10月24日(日) 受付時間 8時10分から8時35分まで 試験開始 8時45分から	鳥取市	鳥取市東町二丁目112
	米子市	鳥取県立鳥取西高等学校 米子市船町一丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第一次試験合格者の発表

昭和51年11月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

4 第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 試験種目

ア 口述試験

主として人物について、個別面接による試験を行います。

イ 身体精密検査

胸部疾患、性病等の伝染性疾患その他の疾患の有無について行います。

ウ 体力検査

警察官としての職務遂行上必要な体力を有するかどうかについて行います。

(2) 試験日時及び試験場

昭和51年11月下旬に鳥取市において行いますが、詳細については、

第一次試験合格者に書面で通知します。

5 身上調査

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について行います。

6 最終合格者の発表

昭和51年12月上旬に鳥取県庁本庁舎1階掲示板に掲示します。

なお、合格者には書面で通知します。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、採用候補者名簿に登録された上、鳥取県警察本部長からの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから採用者が決定されます。

なお、採用は、昭和52年4月の予定です。ただし、試験区分の警察官(A)に合格した者が、昭和52年3月31日までに大学を卒業することができなかった場合は、採用候補者名簿から削除され、採用されないととなります。

(2) 採用決定後は、鳥取県巡査に任命され、巡査見習生として鳥取県警察学校に入校し、試験区分の警察官(A)にあつては6箇月間、警察官(B)にあつては1年間初任教育を受け、終了後は巡査としてそれぞれ勤務地に配置されます。

(3) 給与は、原則として下表のとおり支給されますが、学校卒業後一定の経験年数がある者は、下表の額に一定額が加算されます。

なお、給与は、その後は定期に昇給します。

学歴	入校時の給料月額
大学卒	84,600円

短大卒	79,000円
高校卒	73,700円

また、上記給与のほかは諸手当として、期末手当、勤続手当、扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。そのほか、制服その他必要な被服も貸与されます。

(4) 採用後は、だれでも実力次第で管区警察学校又は警察大学校に入校して、幹部としての教育を受ける機会を与えられ、上級の警察官へ昇進する道が開かれています。

(5) 柔道又は剣道の有段者は、現職警察官に対する柔道又は剣道の指導を担当する術科指導員となる道が開かれています。

8 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務課又は鳥取県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所で交付します。郵便で申込書を請求する場合には、封筒の表に「警察官申込請求」と朱書し、おて先明記の60円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要な事項を記入の上押印し鳥取県人事委員会事務局に提出してください。郵便による場合は、封筒の表に「警察官受験」と朱書してください。

なお、受験票は後日郵送しますから、受験票の「郵便はがき」に住

所、氏名及び郵便番号を記入し20円切手をはってください。

(3) 申込受付期間

昭和51年8月20日(金)から昭和51年10月9日(土)まで受け付けます。

なお、郵便による申込みは、10月9日(土)までの消印のあるものに限り受け付けます。ただし、特別の事情のある者については、第一次試験当日各試験場において受け付けます。

1 申込書の記載事項に不備のある場合は、申込書を返送することがありますから、受験手続には十分注意してください。このために生じた申込みの遅延については、一切責任を負いません。

9 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局で受け付けます。

(2) 郵便による問い合わせの際には、おて先明記の60円切手をはった返信用封筒を必ず同封してください。